平成30年度 経済産業関係 税制改正について

平成29年12月 経済産業省

(参考3)租税特別措置の適用要件の見直し

- 利益が上がっているにも関わらず、明らかに賃上げ・投資に消極的な大企業に対し、果断な経営判断を促す ための措置を講ずる。
- 大企業について、以下の要件の全てに該当する場合、その大企業には、一部の租税特別措置(※)を適用 しない こととする。
 - ① 大企業の**所得金額**が前事業年度の所得金額を上回ること
 - ② その大企業の**平均給与等支給額**が、<u>前事業年度以下である</u>こと
 - ③ その大企業の国内設備投資額が、当期の減価償却費の総額の1割以下に留まること
 - ※「生産性の向上に資する租税特別措置」に限定(下図)。

租税特別措置の類型

特定の地域に限定した措置

- 特区税制
- 沖縄税制 等

生産性の向上に 資する措置

- 研究開発税制
- · 地域未来投資促進税制
- 情報連携投資の促進に係る 税制(新設)

特定の業種に限定した措置

- 海外投資等損失準備金
- 農業経営基盤強化準備金 等

中小企業関連

- 少額減価償却資産の特例
- · 中小企業投資促進稅制 等

その他

- 特定の資産の買換え特例
- · 土地税制関連(収用等) 等

(1-2)中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設

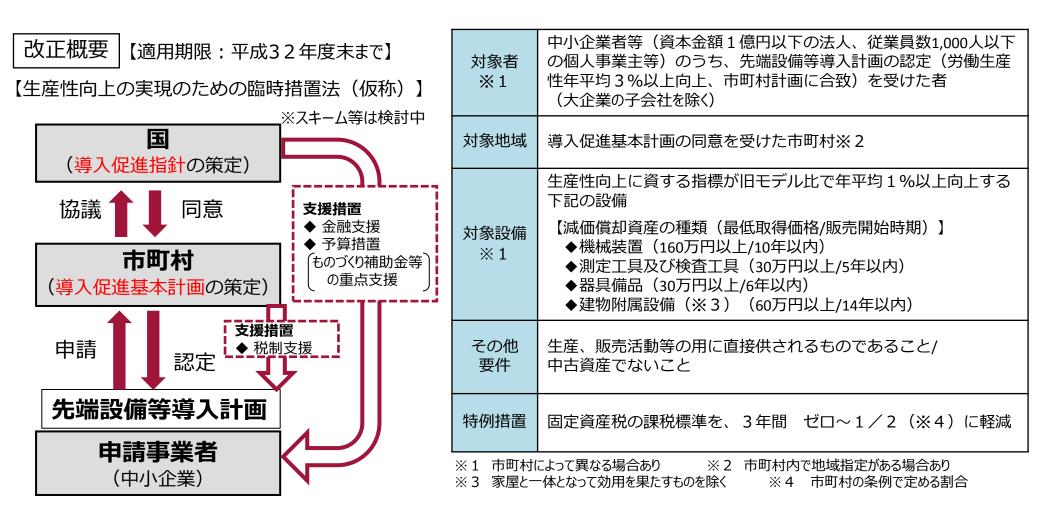
(固定資産税)

● 集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、<u>償却資産に</u> 係る固定資産税の特例措置を講じる。

特例措置の内容

- 以下の要件を満たす設備投資を対象
 - ① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
 - ・中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
 - ・企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定
 - ② 真に生産性革命を実現するための設備投資 (導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)
 - ③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資 (生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)
 - ※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される
- 特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。
- 当該特例措置は、集中投資期間(平成30年度~32年度)に限定
 - ※ 平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了を もって廃止するため、規定を削除。(削除規定は平成31年4月1日施行)

(参考1)中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設(詳細)



▶ 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が 一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。